

委託契約書(案)

飯山市長 江沢 岸生(以下「委託者」という。)と〇〇〇〇(以下「受託者」という。)は、令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務委託(以下「委託業務」という。)について、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(委託業務の内容)

第3条 受託者は、委託業務の実施にあたっては、委託者が定める「令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務に関する企画提案書」に基づいて行わなければならない。

2 前項のほか、受託者は、委託者が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

(委託期間)

第4条 委託期間は、契約締結日から令和9年3月16日までとする。

(委託料)

第5条 委託料は、〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)とする。

(契約保証金)

第6条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に納付するものとする。

2 委託者は、第12条第2項の規定により検査に合格し、業務完了報告書等の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする

【契約保証金を免除する場合】

第6条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、財務規則第124条第3項第〇号の規定により、その納付は免除する。ただし、受注者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 受託者は、委託業務の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、委託業務の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部を再委託者に委託することができる。この場合、受託者は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を受けなければならない。

なお、受託者は、委託者から承認を受けた内容を変更しようとするとき又は再委託者が更に再委託する場合についても同様に委託者の承認を受けなければならない。

3 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、委託者に対してすべての責任を負うものとする。

4 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(個人情報保護)

第9条 受託者は、本契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約内容の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、委託期間、その他の契約内容を変更するものとする。

(調査等)

第11条 委託者は、受託者の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を受託者に与えることができるものとする。

(実績報告及び検査)

第12条 受託者は、令和9年3月16日までに仕様書に基づく報告書等を委託者に提出し、委託者の検査を受けなければならない。

2 委託者は、前項の報告書等の提出があったときは、10日以内に検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 委託者は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として受託者に支払うものとし、その端数計算については同条第2条の規定によるものとする。

(前金払)

第14条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。なお、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約の締結及びその保証証書の委託者への寄託は不要とする。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(契約解除)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第4条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であ

るときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第16条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第16条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第17条 受託者は、第16条から第16条の3までの規定により契約が解除されたときは、第6条第1項に規定する契約保証金および第14条第1項に規定する前払金（前金払を受けている場合）の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、前項の場合において、第6条第1項の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 受託者は、第16条から第16条の3までの規定により契約が解除されたときは、委託者にその損失の補償を求めることができない。
- 4 委託者及び受託者は、本契約の履行に際し、相手方に重大な影響を及ぼす過失又は背信行為を行った場合には、この契約の継続又は解除の別にかかわらず、相手方に対し損害賠償の請求ができるものとする。
- 5 前項に規定する損害賠償の額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(危険負担)

第18条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年(2026年) 月 日

委託者 住 所 長野市大字飯山 1110 番地 1
職・氏名 飯山市長 江 沢 岸 生 印

受託者 住 所 ○○○○
法 人 名 ○○○○
代表者職・氏名 ○○○○ ○○○○ 印

別記1（第9条関係）

個人情報取扱特記事項

（秘密の保持）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（責任体制の整備）

第3 受託者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、及び維持しなければならない。

（責任者及び従事者）

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさせなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（作業場所の特定）

第5 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

(教育及び研修の実施)

第6 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に提供してはならない。

(再委託の原則禁止)

第8 受託者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託(以下「再委託」という。)をしてはならない。

2 受託者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を行う業務の内容
- (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
- (7) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。

4 受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第10 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。以下同じ。）のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

第11 受託者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、委託者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、前項の廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。

3 受託者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

第12 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査又は調査)

第13 委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。

3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(契約の解除)

第14 委託者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。

別紙様式（第3条関係）

個人情報管理責任者報告書

令和8年 月 日

飯山市長 江 沢 岸 生 殿

住 所
受託者 商号又は名称
代表者氏名

印

令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務委託における個人情報管理責任者を次のとおり報告します。

所 属 ・ 部 署	
職 名	
氏 名	
連絡先（電話）	
連絡先（メール）	

（注） 個人情報管理責任者とは、個人情報の適正管理、漏えい防止対策の統括、事故発生時の報告及び是正対応の統括を行う者をいいます。

(参考様式)

令和8年度女性の多様な働き方支援事業業務完了報告書

年 月 日

飯山市長 江 沢 岸 生 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和8年〇月〇日付の委託契約により実施した令和8年度女性の多様な働き方支援事業委託業務が完了したので、委託契約書第12条の規定により別添関係資料を添えて報告します。

(関係資料)

以下のアからカまでの事項に関する報告書類を添付する。

- ア 広報活動の実施状況
- イ 支援対象者の応募状況
- ウ キャリア設計支援、デジタルスキル習得支援、自己PR等作成支援の実施状況（実施内容、講座参加状況、スキル習得の進捗等）
- エ 支援対象者への就職・起業等支援実施状況
- オ 支援対象者の就職・起業等状況
- カ 各種業務に関連するアンケート等を実施した場合はその集計結果